

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	業務主任者の資格の認定	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、業務主任者資格の認定をする。	
根 拠 法 令 名	松山市屋外広告物条例施行規則(平成12年規則第14号)	
条 項	第29条第1項	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準	<p>松山市屋外広告物条例第41条第1項第5号による認定で、同条例施行規則第29条第1項の規定による申請があった場合、同条例施行規則第29条第2項各号に該当する者であることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市屋外広告物条例 第41条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。 (1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者 (2) 前条の講習会の課程を修了した者 (3) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)又は他の中核市(同法第252条の22第1項の中核市をいう。)の実施する講習会の課程を修了した者 (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者</p> <p>松山市屋外広告物条例施行規則 第29条 条例第41条第1項第5号の規定による認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。 2 認定は、次の各号に該当する者について行うものとする。 (1) 営業所における広告物等の表示又は設置の責任者として、5年以上の経験を有する者 (2) 認定の申請日以前5年間にわたり広告物に関する法令に違反していない者</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。